

# こども発達センター有料施設利用規則

【2022年10月1日改定】

利用にあたっては「こども発達センター施設利用規則」を厳守してください。

## 1 利用対象者

- ・障がい者団体
- ・障がい児・者及びその支援者
- ・障がい福祉サービス事業所等
- ・岡崎市及び幸田町在住の一般利用者

※本規則における支援者とは、障がいがある方が利用するためにできないことを援助する人を指します。原則として、障がい者1名に対し支援者1名以下とします。ただし、重度の障がい児・者に対する支援者についてはご相談ください。

## 2 利用可能施設

調理体験室、研修室、第1多目的室、第2多目的室及び体育館

※ただし、こども発達センター又は友愛の家が業務で使用しない場合に限りです。

※体育館を半面で利用できる競技及び貸出可能な物品は、別紙「体育館利用可能競技・貸出物品一覧表」をご覧ください。

## 3 利用時間

9時00分から21時00分まで

※ただし、月曜日、祝日法による休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除きます。

※利用時間は、準備と後片付けの時間を含みます。

## 4 申込み（利用登録・利用予約・本申請・利用料金納付）

### ① 申込み窓口

こども発達センター総合受付 9時00分から17時15分まで

<休館日：日曜日、祝日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで>

【こども発達センター総合受付の受付時間外】

友愛の家総合受付 9時00分から21時00分まで

<休館日：月曜日、第3日曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで>

※申込みは、上記窓口のみとさせていただきます。

### ②利用登録

利用予約をするために、事前に上記申込み窓口において、指定の用紙に記入して利用登録手続きを行っていただきます。

### ③利用予約

・あいち共同利用型施設予約システム又は上記窓口において予約可能です。

・予約は先着順とし、予約開始時期については、「こども発達センター有料施設減免等について」を参照してください。利用日の5日前までに予約を行ってください。

※予約システムは、メンテナンスのため利用できない場合があります。

### ④本申請・利用料金納付

・利用日の5日前（休館日の場合は、翌開館日。以下同じ。）までに上記窓口へ直接来館の上、利用承認申請書を記入し、料金を支払ってください。利用証を交付しますので当日持参してください。利用日の5日前までに本申請がなされない場合は、予約の取り消しを行います。

※ただし、利用日の5日前までにやむを得ない理由（事故や病気など来館が困難な状況）で本申請できないと認められる場合は、この限りではありません。5日前までに、その旨を連絡してください。

## 5 利用料金

- ・「こども発達センター有料施設利用料金表」を参照してください。
- ・利用料金の減免については、「こども発達センター有料施設減免等について」を参照してください。

## 6 利用料の還付（払い戻し）

・本申請（利用料支払）後、利用日の5日前までに利用キャンセルの申し出があった場合は、利用予約の変更又は利用料を還付（払い戻し）いたします。ただし、還付（払い戻し）には日数を要する場合があります。

※障がい者個人及び団体に限り当日の開始時刻前までのキャンセルの連絡により、還付の対象とします。

・利用日の5日前を過ぎて、利用キャンセルの申し出があった場合は、利用料を還付（払い戻し）いたしません。ただし、暴風警報発令（岡崎市）等の自然災害及びこども発達センターの都合によるキャンセルは、利用料の還付をいたします。

## 7 付属機器の貸出について

・利用に際し、付属設備（付属設備一覧による）の貸出を希望する場合は、利用予約時に申し出てください。

・機器の館外への持ち出しは禁止します。

・機器に不具合が生じた場合や破損した場合は、直ちに受付まで報告してください。

・故意又は過失による付属機器の故障・破損は、原則として利用者の全額弁償となります。

## 8 建物・設備及び備品について

・室内の設備及び備品を所定の場所・用途以外にご利用にならないでください。

・室内の設備及び備品の現状を著しく変更してご利用にならないでください。

・故意又は過失による建物・設備及び備品の故障・破損は、利用者の弁償とさせて頂く場合があります。

## 9 利用後について

・利用後は、備品の配置や利用機器を元の状態に復帰し、机上や床等を清掃してください。

・利用時に出たゴミは、すべてお持ち帰りください。

## 10 利用制限について

・営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とする活動には利用できません。

※ただし、営利活動のうち、障がい児・者の日常生活及び社会生活の充実を目的とした創作的活動の提供と認められるものを行う場合は、この限りではありません。

・満18歳未満は登録・入金・還付についての手続きを行うことはできません。利用時も満18歳以上の方の付き添いが必要です。

・他の利用者の迷惑になるような大きな音響の出る活動は、利用をお断りさせて頂く場合があります。

## 11 駐車場・駐輪場について

・多数の来館者が予想される場合は、事前に申し出てください。また当日は、駐車場整理係の配置や他の駐車場手配等を行ってください。

## 12 その他

・利用中に生じた盗難、けが、その他の事故等については、本施設に故意又は重過失がない限り、責任は負いません。利用者同士の本施設内外でのトラブルについても同様とします。

・調理体験室については、別に「調理体験室を予約されたかたへ」、  
体育館棟全体については、別に「こども発達センター有料施設利用ルール」を定めます。

・飲酒・喫煙は禁止です。

・食事ができる場所は、調理体験室内、調理体験室の利用にあわせて研修室又は多目的室を利用する場合のみ可能です。その他の場所での食事は禁止とします。

・利用規則及び利用ルールに従って頂けない場合は、今後の利用をお断りさせて頂く場合があります。